

日蓮聖人後期の曼荼羅について（一）

——授与者を通しての動向——

上 田 本 昌

まえがき

身延在山九年間の日蓮聖人について、西谷に於ける動向を知るとは、晩年の最も重要な時期で、人間的にも教義の上でも完成の域に達した時なので、その意義はすこぶる大きいものがあるといえる。

従来、聖人を取りまく人間関係は、専らその遺文を通しての考察が主であったが、本論では既に観察してきた如く、身延期の曼荼羅を中心として、その授与者を通し、当時の聖人と関係の深かった僧俗を探りつつ、聖人の身延時代を更に詳しく考究しようとするものである。

本誌の第六〇号に於いて初期の曼荼羅を拝し、更に第六一号で中期の曼荼羅を拝見してきたので、本論では後期（弘安年間）についての曼荼羅を通し、授与者との人間関係を探ってみようとするものである。立正安国会編の『御本尊集目録』を、前回同様参照することにした。

一、

建治四年二月二十九日改元となり、弘安元年となったが、聖人によれば「疫病故歎。」とある如く、悪性の流行病が当時は猛威を示していたことがわかる。改元するまでに至ったことから考え、幕府は全国の社寺に疫病退散の祈願を折りあることに命じていたことは、既に文永十一年の「文永の役」以来、龜山上皇が諸宗に対して、毎年如く異国降伏を祈願させたのと平行して、実施されていたと考えられる。

国内では病魔に攻められ、国外からは大蒙古国からの攻略による脅威を感じつつ国民は神仏に縋るしか生きる道のないことを知り、俄かに祈願の情が盛んとなっていったのはむしろ当然のことであつたらう。身延山の西谷に居られた聖人のもとへも、こうした世情は日々伝えられていった。

弘安年間に入ると門下からの要請も加わり曼荼羅の執筆回数、次第に増加して七十七幅にのぼっている。既に本誌において文永年間の二十五幅と、建治年間の二十一幅については、考究を終えているので、これより弘安年間の七十七幅について、引き続き考究を進めていきたいと考えている。即ち聖人の後期における曼荼羅について、その執筆された時代背景も考慮に入れながら、どのような人に如何なる目的で授与されていたのかを考え、もって聖人の曼荼羅がどのような意義をもったものであるのか、を考究しようとするものである。

先ず弘安元年のものとして、明確に図頭の年時が示されているものが九幅あり、元年頃のものともみなされるものが二幅、計十一幅ある。『御本尊集目録』の第四七には左下に「弘安元年¹ 三月十六日」とあり、首題と釈迦・多宝の二仏の他に本化の四菩薩が左右に分れて各一行に配され、天台・伝教の両大師のみで右下に日親の署名と花押が添えられている。右上に「不老」左上に「不死」とあり、更に「此経則為 閻浮提人 病之良藥 若人有病 得聞是経 病即消滅」の経文が配されている。特徴としてはこの曼荼羅から以降は「南無十方分身諸仏」の列座が姿を消すこと

になる。讃文から考えて前例もある如く、門下の病人に対し、その当病平癒を祈念されての曼荼羅であつたろうことは間違いないものといえよう。したがって『御本尊集目録』でも通称を「病即消滅御本尊」としている。一紙に書かれたこの曼荼羅は現在市川市中山の法宣院に所蔵されているが、特定の授与者が記されていないので、広く門下の当病平癒を祈願された御本尊であつたとも受けとめられるし、又は中山方面の人々を特に対象とした病即消滅の祈願をされたものとも考えられよう。

弘安と改元せざるをえない程に疫病が蔓延していた事を考えると、門下にも相当数の病人が発生していたことは充分ありうることである。西谷の聖人はこうした人々に対し当病平癒の祈願をこめて、染筆されたものと考えられる。曼荼羅は本尊であると同時に、御守護を蒙ることのできる「お守り」としての意味も、充分に加味していたことが、こうした讃文からも汲み取ることができよう。尚、この曼荼羅より首題の「経」の字が第三期に入るといわれている。次に四月廿一日に優婆塞日専に授与された二枚継ぎの第四八曼荼羅がある。現在京都の立本寺に所蔵されている。日専については詳細不明であるが、この頃西谷の聖人から親しく教化を受けていた檀越の一人であつたろうと推察できる。特に讃文は付されていないが、十界勧請で、四天王のうち東方の大持国天王と、北方の大毘沙門天王が漢名で書かれ、南方に大毘樓博又天王、西方には大毘樓勤又天王を配している。右下に「優婆塞日専」とあるのでそれが授与者名と考えられる。弘安後期の曼荼羅と比較すると、首題と四天王並に梵字もほぼ同じ大きさで、全体的に調和のとれた型となっている。

二、

弘安元年の七月には三幅の曼荼羅が図顕されている。他にもう一幅この頃のものと考えられる曼荼羅があるので、加えると四幅となる。先ず『御本尊集目録』第四九の曼荼羅であるが、左下に「弘安元年⁶ 七月 日」とあり、首題の他に釈迦・多宝と四菩薩、鬼子母神十羅刹女、日月天子、天照八幡、及び天台伝教の両大師と二梵字のみであり、第四七と同様に「此経則為 閻浮提人 病之良藥」の薬王品が讃文として書き加えられていることから、この御本尊もまた富士方面の檀信徒に対し、病魔退散の祈願をこめて授与されたものと考えられる。現在、岩本実相寺に所蔵されている。尚、この曼荼羅より花押の変貌を『御本尊集目録』では認めている。また天照・八幡の二神についても、従来その位置が多少の移動をみせていたが、この図顕以降は専ら「経」の左右に定位置をえるようになったことも指摘されている。

次に七月五日には二幅の曼荼羅が図顕されている。即ち第五〇と第五一の二幅で、この中の第五〇は七月三日に妙法尼御前から、法華経について不審の点をあげ、質問してきたのに対し、御返事を記した直後のことであり、十界勧請の大曼荼羅で三枚継ぎである。現在は京都の頂妙寺に保存されており、左下に「沙門日門授与之」と記されているので、門弟の日門へ与えられた御本尊である。日門については詳細不明であるが、頂妙寺の旧記によると「竹内御本尊記」という一文書があり、一本の竹筒の中から発見されたので、「竹内御本尊」とも称され、下総若宮の法華堂で感得したので、「若宮御本尊」とも別称されているという。頂妙寺の開祖日祝は正中山第六世の日薩に師事したと、法華堂に詣て得ることができたことなどを考え合せると、日門もその方面の門弟の一人であつたらうと推察できるが、『仏祖統紀』によると、日門は一乘阿闍梨と呼び、中老僧の一人で常州妙光寺開山だとしている。果して同一人物であるか否かはさだかでない。

第五一も同様に五日の図頭で、同日一緒に筆を執られたものであるが、こちらは授与者名が削損してあり、誰に与えられたものか不明である。第五〇と同じく三枚継ぎであり、現在は京都の本圀寺に所蔵されている。十界勸請で座配も第五〇と全く同様で、同日一対をなすものといえる。表装の裂地の紋様から「輪宝御本尊」とも称されている。

また第五二の御本尊も前二幅と同型式であり、大きさもほぼ類似しており三枚継ぎであって筆蹟も相似している点から考えてみるとこの御本尊もあるいは同日の三幅対の一つではないかとも考えられる。但し左下の授与者名「比丘日賢授与之」の上に、図頭の年月日があったものを、誰人かによって削損された形跡があるので、明確ではないが前二幅と同様七月五日の染筆とも考えられうる。日賢については前記日門と同様に、詳細は不明であるが、比丘とあるので門弟の一人であつたらうと推察しうる。佐賀眞勝妙寺に現存している。七月七日に「種種物御消息」が記され、翌八日には「時光殿御返事」が、また十四日には妙法尼宛の書簡が、それぞれ書かれており、西谷への僧俗門下の出入りは此の頃頻繁であつたことがわかる。遺文には名の出てこない僧俗、殊に僧について曼茶羅にしか名の出てこない人々が西谷を訪問し、聖人から直接法門を教授されていたことが、こうした授与者名からわかるのである。更に御本尊の授与は相当な信仰心を持った人々でなくてはならないと考えられるので、西谷の聖人を実際に訪れた人々の中では、従来遺文や曼茶羅の授与者として、名の知られている者の他にも、相当数の門下僧俗がいたことが推察されてくることになる。

八月に入ると清水市海長寺所蔵の第五三番目の曼茶羅がある。これは右下の「大毘摩訶又天王」に接して「日頂上人授与之」とある。しかし左下の「大毘摩訶又天王」に接して「因幡国富城五郎入道息伊与阿闍梨日頂 舍弟寂仙房付囑之」と日興筆の添書がある。この点について『御本尊集目録』では、日興が寂仙房日澄に対し、文永十一年十一

月と弘安元年八月の当御本尊の両幅を付与されたことについて、聖人が日昭・日向の兩名に重ねて授与された例をあげ、「深甚の留意を要する事項」だとしている。同一人に追加されて曼荼羅が与えられるということは、たしかに稀なことであるが、この御本尊の場合には、「有供養者福過十号 若惱乱者 頭破七分 誇者開罪於无間 讚者積福於安明」の讚文が付加されているので、祈願をこめての図頭であることがわかる。法華経並にその行者を供養した者は、仏の十号に過ぎたる福があるということは、『隨自意御書』の中でも、「山中の法華経へ孟宗がたかな(笋)ををくらせ給。福田によきたねを下させ給か。」¹¹とあり、更に『上野郷主等御返事』¹²などその他の御書の中でも、同様の趣旨が述べられているところである。したがって讚文から推察すると、西谷へ供養の品を届けてきた事に対するお礼の意味を込めての授与と考えられよう。もしそうであるとしたら、西谷の聖人へ種々の供養をした人々は祖書に出てくる僧俗の他に、曼荼羅を授与された人々の中にもいたことがわかるのである。

従来、身延期における聖人との関係者は、専ら祖書の上から主として考えられてきているが、祖書に名をたらねていない人々でも、こうした面からの考察によって、また新たな人間関係を知る上での手がかりとなるであろう。

八月には更にもう一幅この形式と同様で讚文も全く同文の曼荼羅第五四番がある。特徴としては前の第五三と同じく「天台智者大師」と「智者」が加わり、「章安大師」も加えられている。また右下に授与者名が記されていたのを削損した形跡があることが指摘されている如く、¹³当初は或る人物に与えられたものといえる。何故に消去したかは不明であるが、個人の所有とせず、講社又は特定の信仰集団等で共有するためであったのかもしれない。聖人が記入した授与者名を、わざわざ削損するからには相当の理由があったものと考えられるが、聖人との人間関係を知る上では誠に残念なことである。恐らくはこの曼荼羅も身延山から地方の供養者である檀越に、祈願をこめての授与であった

ろうことは、その讃文から見て首肯できよう。京都本能寺に所蔵されている。

次に凶頭の年時は不明であるが、富士の日興による「因幡国富城寂仙房日澄母尼弘図三年九月申与之」と添書された第五番の曼荼羅がある。また右下に「可為本門寺 重宝也」とも記されているので、日興にかかわるものであり、寂仙房日澄母尼にまつわるものと考えられる一幅で、これは京都の妙覚寺に保存されている。第五三の曼荼羅が日頂の弟寂仙房に付嘱されたことから考え、これはその母へ与えられたのであり、日興と日頂・日澄・母尼といった一連の人間関係が、相当に密接であったことがわかる。寂仙房日澄は兵部阿闍梨と称し、新六人の一人に数えられている。初めは日頂について学んだが、後に日興の弟子となる。「金吾殿御返事」などの写本があり、真蹟の欠失部分を補う箇所があって、貴重な写本となっている。重須談所の学頭であったことから推して、富士派では重寶を担っていたことがわかる。恐らく日興らと共に西谷を訪れ、聖人から直接講義を受けた者の一人に数えられることができるであろう。『仏祖統紀』⁹⁾によると、重須常林寺第二代として、詳しく伝記を記している。

三、

弘安元年¹⁰⁾後十月十九日には、通称「鴛鴦御本尊」という一幅がある。京都本圀寺の所蔵となっているが、これは第五一番と同様に表装の紋様によるものである。この第五六番は、一紙にやや細目の筆跡で四天王も前六幅と比較して小さく、勸請の諸菩薩も本化の四菩薩の他は普賢・文殊の二菩薩のみと簡素化されている。また讃文については建治三年十一月ご染筆の第四六番に「仏滅度後二千二百一十余年」と「二十余年」になっており、それ以後は「三十余年」と記されていたものが、ここでは又「二十余年」となり、この後も三十年と二十年が並用されるに至っている。

次に十一月二十一日付の大曼荼羅が沼津市岡宮の光長寺に所蔵されている。丈が二四三種、幅が一二四種という最大の御本尊で、第五七番目に当っている。「優婆塞 藤太夫 日長」に授与されたもので、左下の花押のそばに小字で記されている。大小二十八枚の紙をつなぎ合せたこの大曼荼羅は、首題と四天王が紙幅一杯に大書されており、諸仏諸尊は首題に比較して細字である。この優婆塞藤太夫日長なる人物が、如何なる人であったかは不詳であるが、伝承によると「古く甲州南津留郡小立村妙法寺に護持せられたもので、同村の渡辺藤太夫に授与したもう」といわれている。従ってこの曼荼羅の授与者は、小立村の住人ということにならうか。『高祖年譜』によると、弘安三年十一月の項に「二十一日接二十八紙、筆、本尊、授、渡辺藤太夫。」とあり『攷異』では、渡辺藤太夫について、「法名日長、甲州鶴郡小立村人、子孫今尚蕃昌」と記している。この弘安三年については、「明らかに訛伝である」とされている。「元年」を「三年」と見あやまったものと考えられる。また『年譜』によると、文永六年の項の中に、聖人が法華経の全帙を書し、「以瘞富嶽半嶺以為後世流布之苗根、世名経高、環路過小立村、乞二本尊、者二十八人、乃書而授焉。」とあり更に『攷異』では、この本尊に関して「文永六年木立求本尊者、二十八人各供一紙、大士接為二幅、書焉、是称岡宮大曼荼羅」とあり、「後弘安三年十一月廿一日火初廿八幅、為墨以新接、廿八紙、為二幅、以書本尊、代、廿八人、以与渡辺藤太夫者、健如岡宮問寺主、如土人語、而火二本尊、難信、恐忘伝耶、」とも伝えている。いずれにしても二十八紙に図頭されたという大曼荼羅であるため、それにもまつわる由来も生れていったものと考えられるが、渡辺藤太夫とその人にもまつわる人々が、共に聖人の信徒として存在していたことは間違いないものといえよう。尚、「藤太夫の裔藤兵衛」なる者もいて、信仰は相続されていたものの如くである。但しこの御本尊が如何なる由来によって岡宮へ伝えられていったかについては不詳である。推察

してみるに先ず大小二十八枚の紙を使用し二四三・九種の長さ、一二四・九種の幅を持った御本尊を奉安する場所は、当然のことながら相当の屋敷を持った者でないとは不可能である。一般家庭は勿論、寺院でも大堂伽藍でないとは奉安することは困難であるといえる。表装した場合は考慮に入れると尚更である。従つて当の渡辺藤太夫は当時、その地方の豪族であり大きな家屋敷を構えた人物であつたらうと考えられよう。

次に弘安元年といえば身延へ入山されて四年目であり、各地から西谷を訪れる人々も増加してきている頃に當つていたので、藤太夫もその中の一人であつたと考えられる。『攷異』の文からすると二十八人を代表して藤太夫に授与されたことになっている。当時は勿論のこと紙が尊かつたので、二十八人が大小所持の紙を持ちより、これを継ぎ合せての大曼荼羅となつたものであらうが、小立村までの帰途は折りたたんでの所持となつたものと考えられる。同村の妙法寺に奉安され、一族並に近隣の人々によつて格護され信仰の対象とされたものといえるが、後に法縁の関係から岡宮光長寺へ移されたものと考えられる。

何れにしても長大な御本尊であるので、個人を対象としたというよりは、檀越講中へ宛たご染筆ということができよう。従つて当時甲斐の南津留郡には小立村を中心とした法華集団が存在していたことを物語っているものといえよう。藤太夫がその中心人物であつたことも推察できる。尚、中尊と四天王並にご署名と花押は大書されているのに対し釈迦・多宝を始めとする諸尊は、小細で讃文も同様であるが、祈禱本尊であつたことは「若惱乱者、頭破七分」といった讃文の上から首肯できよう。

この一幅の御本尊を通して、当時の南津留郡下における信徒集団の一群があつたことがわかるが、恐らくこれは一例であり、その他の地域にも、こうした信徒の集団があつたらうことは曼荼羅の数から考えても推察できるといへよ

う。御遺文に名の出てこない信徒が西谷を訪れ、聖人からの教化に浴していたことの一例として貴重な証拠となるであろう。また曼荼羅は一幅であっても、このように代表者へ宛たものもあるので、信徒の人数は相当に多く存在していたことも合せて考えられるのである。優婆塞とはいえ「日長」と日号を名のっている点や、特大の曼荼羅が授与されている点等を考慮に入れると、豪族の中でも篤信の徒であったことには相異なるものといえよう。

次に第五八の曼荼羅は丈八三・六櫃、幅四〇・三櫃とほぼ普通サイズにもどり絹本である。しかし下部が摩耗していて天照・八幡以下は読みにくい状態となってしまうている。京都の要法寺に所蔵されているが、年時も授与者もさだかでない。わずかに花押の筆跡をたどることにより、弘安初期のご染筆として拝することができるのみである。

四、

弘安二年に入ると二月に妙心へ授与された第五九の御曼荼羅がある。三枚継ぎで市川の浄光院に所蔵されている。首題が上段におさまり四天王も「持国天王、広目天王、毘沙門天王、增長天王」とあって「大」の字は冠されていないし、従来の東・北二天は漢名で書かれ、南・西の二天は梵名で表されているのが多いのに、四天王共に漢名である。また「有供養者、福過十号、若惱乱者、頭破七分」という讚文からすると妙心が西谷へご供養の品を届けに来た折りに授与されたものといえる。妙心については詳細は不明であるが、駿河の高橋氏又は西山氏の妻ともいわれている。聖人からは建治元年に二通と弘安三年に一通、計三通の書状が送られている。夫の病中に尼となり、夫の死後はその菩提を弔って信仰を深くしていったことがわかる。

同二月には第六〇のご染筆がある。「釈子日目授与之」とあり、桑名の寿量寺に保存されている。「有供養者 福

過十号 若惱乱者 頭破七分」という讚文が右側にあるのに対し、左側には「讚者 積福於安明 誇者開罪於無間」と記されている。特徴としては「提婆達多」の左側に「龍王女」が配列されている点である。これはこの曼荼羅に限っていることである。尚、大広目天王のそばに日興の添書があったのを削損している形跡が窺える。『本尊分与帳』によると、「新田卿公日目者、日興第一弟子也。仍所申与一如件。」とあるので恐らくは同様の添文が記されていたものと考えられる。日目が西谷を訪れご供養の品を届けた際の御図頭とみてよからう。後に日目は日興と共に身延を下し、大石寺の第二祖となった。「号蓮藏房、豆州波多郷人也。」といわれ奥州に縁が有って布教し新寺建立を行っている。

続いて四月八日の釈尊降誕会に当り、「日向法師授与之」の第六一御本尊がある。茂原の藻原寺に格護されているが、讚文は「若惱乱者 頭破七分」と最初にあり、その後は前の第六〇とほぼ同様である。『高祖年譚』の弘安二年の項には「四月八日授曼荼羅于朗回三子」とあるので、この外にも日朗宛並に次の第六二の三幅が同日図頭されたことなる。ただし『攷異』には「本尊未詳所在、英管押其模幅、各長幅也」とあるので、日朗授与の分については、既にその所在が不明となっていたようである。かくて朗回二師を始め直弟子等も折りある毎に身延へ登山していたことがわかる。

第六二の曼荼羅も同日の図頭であって、こちらは「優婆塞日田授与之」となっている。日田については不詳であるが、先の朗回二師と同日の授与から考えて、恐らくは二師のいづれかに従って西谷を訪れ、釈尊降誕会に参列した折りの授与と考えられよう。玉沢妙法華寺に所蔵されている点から推すと駿河近辺の人であった可能性もありうる。広目、増長の二天は再び梵名になっている。

四月にはもう一幅、第六三の図頭がある。日付は不明であるが「比丘日弁授与之」とあるので越後房日弁に与えられたものである。日興の『本尊分与帳』によると、「越後房者日興弟子也。仍所二申与一如此件。但弘安年中背二白蓮了。」とあるので本尊の分与はなされたものの後に日興に対し違背したようである。また千葉県多古町の妙興寺に所蔵されているが、『当家諸門流継図之事』によると、日忍が鷲栖から日弁に授与された三枚統の御本尊を持参して下総へ来たことが記されており、中山日祐が在世の頃であったということである。どのような経緯で日興に背いたかは不明であるが、日弁が祖滅後に北総中村の地へ布教し、妙興寺を創してこの御本尊を奉安したことは間違いがなからう。いづれにしても四月に西谷を日弁が訪れていたことに相違はないものといえる。尚、日弁は「駿州富士郡之人父姓者源氏熱原甚四郎国重長男也。」とも伝えられている。

次に六月に入ると第六四の曼荼羅がある。比丘尼日符へ授与された三枚継ぎで、市川市の法宣院に所蔵されている。女性宛の御本尊は珍らしいわけではないが、「比丘尼」を冠した授与者名は数少ない。西谷へは女性信者並に比丘尼の訪れも多かったことであろうが、日符についての詳しいことはわかっていない。御本尊の授与があったことから考えるに、比丘尼の中でも特に篤信の代表的な存在であったことが推察できる。

翌七月には「沙門日法」宛の三枚継がある。岡宮の光長寺所蔵であるが、「若於一劫中 常懷不善心 作色而罵 仏獲無量重罪」(以下略)という一連の讃文が全紙に渡って記入されていることは、第五七の曼荼羅と同様である。恐らくは日法を代表とする法華信仰者一団への授与とみなしてよいのではなからうか。讃文の「其有説誦持是法花經者」とあることからみても、又先の渡辺藤太夫の例から推しても、日法個人というよりはその同信の一団へ与えられたと考えることもできよう。西谷へ日法とその信仰者らが訪れた折りの染筆としてみたとき、供養者を讃えると共に

謗法者を誠しめる讃文となつていったことが当然窺えられるのである。日法は周知の如く中老僧の一人に数えられ、甲州立正寺の開山である。和泉阿闍梨と呼び、岡宮光長寺へ往き、大いに布教に専念している。

ただし日法については、後出の弘安三年十一月に凶顕された第一〇〇番では「比丘日法」となっており、この沙門日法と同一人物か否かは判然としないが、ほぼ同一人とみなしえよう。もし一年四か月後に同一人に再び授与されたとなると、この第六五の方は、集団の代表者に対して、第一〇〇の方は日法個人に対しての授与と考えることもできよう。「沙門」と「比丘」の微妙な差を感じることが出来る。即ち「沙門」は「本朝沙門」というように法華信仰者の日本における代表といった響きが強いものであり、比丘の方は出家者の一人としての個人を意味する場合が強いと考えられる。いづれにしてもこの頃の西谷は、集団の代表者ら或いは個人の僧俗らによって、大勢の出入りが多かったことが推察できるのである。

九月には「日仰優婆塞授与之」の御本尊がある。第六六番だが首題と二仏（釈迦・多宝）並に四大菩薩のみで署名と花押の部分が誰かに削除されている。和歌山蓮心寺の所蔵で讃文は「今此三界皆是我有」の経文であり、諸尊の勧請は略されている。何んの為に署名と花押の部分が除かれてしまったのか判全としない。謎を秘めたままである。何れ後人が何かの理由で行つたものであろう。日仰についてもいかなる人物であつたか不詳である。讃文からすると「お守り本尊」即ち祈願の為の御本尊であつたらうと推察できる。

十月には「沙弥日徳授与之」の御本尊がある。第六七でこれも三枚継で戸田市妙頭寺に所蔵されている。通称は「子安御本尊」といわれているが、『高祖先譜攷異』によると聖人が佐渡へ渡る時に武州新曾城主の黒田時光の妻が難産であつたので、聖人に安産の祈禱を願ひ無事に出産することができたので、後に弘安二年身延へ参詣し「祝髪

号²日徳、大士与³二手書本尊⁴、俗称⁵三子安本尊⁶。」とその縁起を記している。従って沙弥日徳は武士で城主であったことがわかる。但し「統紀九老伝曰、時光⁷即⁸総州黒田村高橋五郎時光⁹此¹⁰説未¹¹詳¹²」ともあるので、果して高橋五郎であったか否かは速断しがたいものがある。いづれにもせよ弘安二年の十日に日徳が西谷を訪れていたことは相異なるものといえよう。尚、『蓮公行状年譜』にも聖人が武蔵の来目川へ着かれた時に、難産の女性へ大曼荼羅を授けて助けられたことが記されている。『本化別頭高祖伝』並に『仏祖統紀』にもほぼ同様の記載がある。この御本尊では「華」の字体が、他の曼荼羅と異っているのが特徴である。

十一月に入ると三幅の染筆がある。即ち第六八・六九・七〇の三幅である。先ず六八の御本尊は「優婆塞日安授与¹³」であり、沼津妙海寺所蔵である。特別な讃文も見られず、日安が如何なる人物かを知る手がかりもないが、優婆塞であるので駿河方面の篤信ではなかったかと考えられる。当時既に日号をもって呼ばれていたことは、余程の信行に励んでいたことが推察できよう。もうこの頃になると四天王と両脇の梵字が、すっかり雄大になり弘安型の図頭の特色を示している。

第六九は右下に「沙門日永授与¹⁴」とあり、京都の立本寺所蔵である。日興の『本尊分与帳』によると、「因幡房者¹⁵、日興¹⁶弟子也。仍¹⁷所¹⁸三申¹⁹与²⁰、如²¹レ件²²。但²³今²⁴背²⁵了²⁶。」とある。因幡房日永は最初日興の弟子であったが、後で離反したことがこの一文でわかる。日興は甲斐の出身であるので甲斐両国が地盤であり、弟子信徒も多いので日永もその手づるで入信したものと考えられる。何に故に背いたかは詳しいことが不明であるが、先の越後房日弁や波木井氏との例もあるので、「背了²⁷」の理由は一方的な判断のみでは決め難いものであるかもしれない。

次の第七〇は優婆塞日久宛の一紙小型であり、千葉市の随喜文庫所蔵である。この御本尊は頭初伊豆菲山の江川吉

久に授与されたものとする説がある。即ち「是月書曼荼羅一授、豆州江川吉久、其四天王者畫工大感凶之」とあり、更に『攷異』によると「称太郎右衛門一泉州人後來、豆州韭山ニ而居、弘長中依、大土、受戒弘安二年賜二本尊及法名二号、日久」とあるので日久の人物がわかる。また『御本尊集目錄』によると、その後「明治の初年に故有て京都の村上家に移ったが、再び転じて現在では、随喜文庫Ⅱ立正安国会に護持されることとなった。」としてゐる。特徴は御本尊の上方に瓔珞が毘沙門天と持国天が描かれ、下方には華台と広目天と増長天が共に多彩で描かれている。後人が絹で加えたものといわれている。御本尊には四天王はなく大書された梵字と略勸請の諸尊である。

十一月にこうして三幅が優婆塞と沙門に与えられていることから推すと、この月は西谷への人の出入りが相当にあつたことが察せられよう。御本尊の授与者のみでも三名あつたことから考えると、この三名の随行者はもとより、他にも身延へ足を踏み入れた人々の数は少なかつたものといえる。即ち弘安二年は正月三日は上野殿から正月用の餅九十枚と薯蕷五本が「わざと御使をもつて」送られてきたのを始め、二月に日眼女、三月に松野殿後家尼御前、五月に新池殿・窪尼御前・富木殿、七月に乘明上人、八月に曾谷殿、九月に四條金吾・寂日房・伯耆殿、十一月に持妙尼・富城殿女房尼御前・兵衛志殿女房・中興入道、十二月には右衛門大夫、窪尼等其の他の僧俗からの御使者や本人自身が来訪している。主な出入りに限ってみても右のような毎月の参詣であり、これに曼荼羅の授与者を入れると、相当の人数になることがわかる。

尚、この年は八月に熱原法難が起り、弥四郎が打ち首となり、九月には農民の信徒ら二十名が不当に弾圧を受けてゐる。十月に神四郎ら三人は斬罪となり十七人は入獄されるに至つてゐる。曼荼羅にも行者守護の讃文が多くみられるのも、その為の影響とも受けとれよう。当然のことながら西谷への出入りも、いつもの年よりはげしくなつてい

たことが考えられる。

駿河方面の僧俗はこの法難の対応について、西谷からの指示に依り、団結と信仰を益々深いものとしていったことであろうが、人の往来は法難関係の要件をも含め、従来より一層密度を増していったことが考えられる。

初めにも述べた如く、本論では聖人の曼荼羅そのものについての考究ではなく、曼荼羅を通して西谷に於ける聖人との弟子や檀越との人間関係を探ることに主眼があるので、曼荼羅それ自体についての縁起は、既に究明もされている点も多いので、なるべく省略することになっている。従って讃文についても「仏滅後二千二百二十(又は三十)余年之間一閻浮提之内未曾有大曼荼羅也」とあることについても、直接授与者との関係があること以外については、爰では他へ譲ることにした。

弘安三年以降の曼荼羅については、また次の機会を待つことにしたい。

〔註〕

- (1) 弘安改元事 定道一四五四頁
- (2) 『仏教史年表』(法蔵館) 二〇〇頁
- (3) 「樓神」第六〇号並に第六一号を参照されたい。
- (4) 『御本尊集自録』(立正安国会)を参照。
- (5) 『御本尊集自録』(立正安国会) 七一頁
- (6) 同 七四頁
- (7) 同 七六頁
- (8) 『本化別頭仏祖統紀』 十一—十五

- (9) 『御本尊集目録』 七八頁
- (10) 同 八一—八二頁
- (11) 隨自意御香 定遺一六一八頁
- (12) 上野郷主等御返事 同 一六三三頁
- (13) 『御本尊集目録』 八三頁
- (14) 『本化別頭仏祖統紀』 十二—十三
- (15) 『御本尊集目録』 八七頁
- (16) 『高祖年譜』 四七
- (17) 『高祖年譜攷異』 下三九
- (18) 『高祖年譜』 一九
- (19) 『高祖年譜攷異』 中—四
- (20) 妙心尼御前御返事(定遺二〇二頁・二一〇五頁・一七四七頁)によると、西谷へ御供養の品を送り、聖人に深く帰依していたことがわかる。
- (21) 『宗全興尊全集』 一二二頁
- (22) 『本化別頭仏祖統紀』 十二—九
- (23) 『高祖年譜』 四五
- (24) 『高祖年譜攷異』 下三四
- (25) 『宗全興尊全集』 一一二頁
- (26) 『宗全史伝旧記部一』 一六三頁
- (27) 『本化別頭仏祖統紀』 十一—十三
- (28) 同 十一—一
- (29) 『高祖年譜攷異』 中二九
- (30) 『蓮公行狀年譜』 四五

日蓮聖人後期の曼荼羅について(二)(上田)

日蓮聖人後期の曼荼羅について(一)(上田)

- (31) 『本化別頭高祖伝』 下―九
- (32) 『本化別頭仏祖統紀』 六一―三五
- (33) 『宗全興尊全宗』 一一―三頁
- (34) 『高祖年譜』 四六
- (35) 『高祖年譜攷異』 下―三七
- (36) 『御本尊集目錄』 一〇―六頁
- (37) 『上野殿御返事』 定遠 一六―二一頁
- (38) 『新編日蓮宗年表』 三四頁―三五頁